

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2980号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



仙人池の逆さ鏡 (富山県立山町)

もくじ

- 活 動
- 論 説
- 政 策
- 政 策
- フォーラム
- 政 報
- 情 報

- 「国と地方の協議の場」に荒木副会長が出席……………(2)
- 制度・地方行政ワーキング・グループに山崎財政委員会委員長が出席……………(3)
- 変わる農業と近未来の地域社会……………名古屋大学大学院教授 生源寺眞一……………(4)
- 「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」について……………(7)
- 内閣府報告書「地域の経済2016」……………(11)
- 町づくり、夢を持ては未来がある!!鳥取県若桜町……………(13)
- CLTの活用促進による地方創生に向けて……………(16)
- 国政情報……………(18)
- 町村ご当地キャラじまん……………(19)

写真キャプション

標高2,999m、立山連峰の中でも最も険しい山といわれる剣岳。日本百名山の一つに数えられ、「岩と雪の殿堂」との別名を持つ。秋の仙人池(せんにないけ)に映える剣岳は絶景で、早朝から多くのカメラマンでにぎわう。

コラム

ふるさと納税の新しい展開

法政大学名誉教授 岡崎 昌之

長崎県大村空港からほど近い、おおむら夢ファームシユシユを訪ねたとき、山口成美社長から意外な話を聞いた。従業員90名、年間50万人が訪れる九州北部では有数の農業交流拠点施設だが、農産物販売やレストラン経営にも増して、大きな売上げを占めているのが、大村市からの依頼によるふるさと納税の返礼品だという。

平成28年度総務省ふるさと納税現況調査によると、27年度の寄付総額は1、653億円で、制度開始の20年度の20倍へと拡大している。だが個別市町村の受け入れ寄付額をみると、宮崎県都市をトップとして上位20市町村への寄付額が、全体の約3割を占めている。ただふるさと納税の利用者は、個人住民税納税者の3%にも満たず、受け入れ寄付額が1千万円以下の自治体は約半数となっている。この制度をまちづくりを活かせる可能性はまだまだこれからといえる。

一方、返礼品の過当競争や、商品券、家電製品など換金性の高い返礼品の送付など、富裕層の節税策ではないか、といった批判もある。総務省も平成28年4月、ふるさと納税本

来の姿を徹底するよう通知をだした。ふるさと納税の提唱者である西川一誠福井県知事は「税が減ることの都市の寛容さ、それに対する地方の感謝」によってふるさと納税は支えられると述べている。

これからのふるさと納税は、たんに返礼品という「もの」で競争するのではなく、寄付をした市町村に実際に足を運び、ものを創った「ひと」と生身の交流ができる仕組みを工夫することが重要であろう。

西川知事らによる「ふるさと納税未来大賞」では、北海道東川町のひがしかわ株主制度をとおしてまちづくりに参加、交流する仕組みや、弘前市の弘前城天守曳家体験を返礼品とする試みなどが多くの寄付金を集め、表彰された。古民家や土蔵の修復への参加、クライングルテンへの居住体験など、寄付者が現地へ足を運び、地域と交流することで、いずれは移住に結びつく試みこそ重要であろう。

また小規模離島や地形の厳しい山村等では返礼品を用意することも難しい。魅力的な応援策メニューの構築や周辺町村との連携など、広域で対応することも検討してほしい。

「国と地方の協議の場」に荒木副会長が出席

地方六団体

「国と地方の協議の場」(平成28年度第2回)が、10月27日、首相官邸で開かれ、本会の荒木泰臣副会長(熊本県嘉島町長)はじめ、地方六団体代表者が出席した。政府側は、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、山本内閣府特命担当大臣(地方創生)、石原内閣府特命担当大臣(経済財政政策)などが出席、平成29年度概算要求等、地方創生及び地方分権改革の推進について協議した。



協議の場に出席した荒木副会長

平成29年度概算要求等の協議において荒木副会長は、町村が自主的・自立的に施策を実施するためには、安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税等の一般財源総額の確実な確保を要請した。

熊本地震からの復旧・復興では、国の迅速な対応と各種交付金や復興基金の創設等の支援に感謝の意を表したうえで、依然として不通

となっている一部の幹線道路、使用できない役場庁舎があるため、これら交通インフラ、公共インフラの復旧・復興に向けた支援を要請。あわせて東日本大震災からの復旧・復興に向けた万全の財政措置を求めた。

TPP協定への対応に関しては、町村にとって農業は基幹産業であることから、農業従事者が将来にわたり希望を持って生産活動を続けられるような対策の必要性を訴えた。これに対し、石原内閣府特命担当大臣は、農業の現場

では期待と不安が錯綜している状況であり、農業の特に弱い分野に対して十分な手当をしていきたいと応じた。

次の議題である地方創生及び地方分権改革の推進では、山本内閣府特命担当大臣の資料説明の後協議に移り、荒木副会長は、子どもの医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の在り方について、適正化に向けた検討が行われるとされているため、遅滞なく廃止に向けた結論を出すことを要請した。

農業・農村政策の推進に当たっては、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランス良く実施することが重要であると強調。最近の若者を中心とした田園回帰の動きがさらに活発化するような支援を求めるとともに、中山間地域等の集落に持続的に暮らせるよう、地域住民自らが課題を解決するための組織である「地域運営組織」の設置に向けた支援を訴えた。

地方創生推進交付金については、

活 動



意見を述べる山崎財政委員会委員長

経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会の「制度・地方行財政ワーキング・グループ(第14回)」が10月27日開催され、地方三団体から説明・意見交換を行った。本会からは、山崎親男財政委員会委員長(岡山県鏡野町長)が出席した。

◆経済・財政一体改革推進委員会◆ ◆内閣府◆ 制度・地方行財政ワーキング・グループに 山崎財政委員会委員長が出席

町村が事業に柔軟かつ積極的に取り組めるよう、要件を緩和し、対象経費等の制約を大胆になくすなど、自由度の高い交付金として、規模を拡

充することを要請した。ここで公務により遅れていた安倍内閣総理大臣が挨拶。安倍政権の基
本方針は、地方の未来を切り拓いて

いくことが、日本の未来を切り拓くことであると述べ、この考え方に沿って地方の努力を応援し、地方に住んでいる若者が未来を描けるよう全力

を尽くすので、皆様の「意見をしっかりと受け止めていきたいと結んだ。
※地方六団体及び内閣府提出資料は、全国町村会ホームページに掲載しています。

山崎財政委員会委員長は、鏡野町の概況について人口減少、少子高齢化が進んでいる中で行財政改革に取り組む、一定の成果が出ているとしたりと、今後も町が策定した人口

ビジョンと「かがみの創生総合戦略」にもとづき、子育て支援の充実や農林業など産業の振興に取り組んでいくと述べた。

地方交付税のトップランナー方式で平成29年度以降、導入が検討されている残り7業務(図書館、博物館、公民館管理、窓口業務など)については、地域と一体となって運営していること

や、地方では適当な委託先がないこと、一人の職員が複数の業務を兼務しており委託になじまないこと、また、住民の理解

を促すため、現在町村は地域創生を推進し、地域経済の底上げを図るための取組を懸命に進めているところ

であり、そのようなときに財政基盤を揺るがし、意欲を削ぐことがないようお願いたいと強調し、意見陳述を締め括った。

最後に、現在町村は地域創生を推進し、地域経済の底上げを図るための取組を懸命に進めているところであり、そのようなときに財政基盤を揺るがし、意欲を削ぐことがないようお願いたいと強調し、意見陳述を締め括った。

変わる農業と

近未来の地域社会

名古屋大学大学院教授 生源寺 眞一

視 点

農業に新たな動き

マスメディアが農業を報じるさいには、否定的な側面を強調することが多い。新聞紙上でよく見かけるのは「食料自給率は39%で低迷」であるとか、「農業従事者の平均年齢は60代後半」といった見出しである。そうかと思うと、逆に日本の農業の強さをアピールする論調も少なくない。書店には「世界5位の農業大国」や「世界に勝てる」などと、勇ましいタイトルの本が並んでいる。

いったい、どちらを信用すればいいのか。農村から距離のある都会の人々は、両極端に割れる日本農業の評価に戸惑いを覚えているのではないか。いや、都会人だけではない。町村で暮ら

す人々にとっても、悲観論と楽観論が交錯する状態は心穏やかなものではないはずだ。とくに農業や地域社会を支える立場にある町村の関係者であれば、戸惑いは他人事としての戸惑いではない。日々の職務の判断の拠りどころ、そして近未来のビジョンの拠りどころが揺れている状態だからである。

マスメディアがお決まりの文句を使いがちな点や、書籍のタイトルがしばしば販売戦略から派手になる点を割り引く必要があるが、そのうえでふたつのことを強調しておきたい。ひとつは、日本の農業には健闘している農業と、残念ながら後退が続いている農業が併存している点である。冒頭で触れた39%の食料自給率は、カロリーで集計した自給率であり、経済的な価値を物差しとして計算した自給率（生産額自

給率）は、現在も7割に近い水準にある。米に代表されるカロリー型の農産物の縮小と野菜のような非カロリー型農産物の頑張りが、ふたつの食料自給率の開きとなって現れているわけである。同様に農業従事者の高齢化も、数のうえで多数派の水田農業の姿を反映した結果である。施設園芸や畜産などの分野では若者や働き盛りが頑張っている。この点については、町村の皆さんの実感と重なるであろう。

強調したいもうひとつの点、それは農業が生き物のごとく動いていることである。むしろ、生き物が経験してきたような進化と退化が、かつてない急速テンポで繰り返されていると言っべきかもしれない。このうち進化に目を向けることが楽観論を生み、もっぱら退化に着目することで悲観論が生まれ

ている面がある。ここは冷静に直視する必要がある。今回は、農業や地域の振興に携わる皆さんを念頭に、近未来のビジョンを描くうえで重要と考えられる動きを取り上げてみたい。すなわち、現場との交流から得られた情報をベースに、農業をめぐる前向きの動きを紹介する。

厚みを増す農業経営

現代の農業経営の特徴のひとつは、産業分類上の農業の領域を超えてビジネスのウイングを拡大している点にある。とくに農業の川下に位置する食品産業、すなわち食品製造・食品流通・外食の要素を取り入れる動きが活発化している。ただし、多くは大げさな取組ではない。もち米を餅に加工するな

論 説



生源寺 眞一 (しょうげんじ しんいち)

1951年愛知県生まれ。東京大学農学部卒。農学博士。農林水産省農事試験場研究員、北海道農業試験場研究員を経て、1987年東京大学農学部助教授。1996年同教授。2011年4月から名古屋大学大学院生命農学研究科教授。これまでに東京大学農学部長、日本フードシステム学会会長、農村計画学会会長、日本農業経営学会会長、日本農業経済学会会長、日本学術会議会員などを務める。現在、東京大学名誉教授、食料・農業・農村政策審議会会長、生協総合研究所理事長、樹恩ネットワーク会長、中山間地域フォーラム会長、地域農政未来塾塾長。近年の著書に『日本農業の真実』ちくま新書、『農業と人間』岩波現代全書などがある。

らば、それは立派な食品製造業である。庭先での農産物の直売は流通業にほかならない。自家産のそばを打って振る舞う農家もいる。こちらは外食産業といつわけである。

農業経営の厚みが増している。農地面積の増加が横への規模拡大であるならば、食品産業のビジネスの導入は垂直面の規模拡大にほかならない。こうした動きは現代日本の産業構造からみて、合理的な流れだと言ってよい。経済成長とともに食品産業が飛躍的に拡大し、存在感を増したからである。

2011年の産業連関表に基づく推計によると、同年の国内の飲食費支出76兆円のうち生鮮品に向かったのは16%に過ぎなかった。加工品が51%、外食が33%に達している。もう一点、

同じ推計結果から紹介すると、飲食費76兆円のために投じられた農産物や水産物の総額は国産が9・2兆円、輸入品が1・3兆円だった。合計で10・5兆円。このほかに加工品として輸入された5・9兆円の食料がある。ここにも素材の価値が含まれているから、例えば半分を原料費と仮定して合算してみると、材料費の総額は13・5兆円になる。これが消費者に渡る段階で76兆円に膨らんでいるわけである。

農業や水産業の生産現場と最終消費者のあいだには、食品製造の企業や外食の店舗が無数と言ってよいほどに存在し、それらをつなぐ食品流通も発達している。つまり、厚く形成された食品産業の各段階で燃料などの資材や機械などの設備が大量に投入されている

のである。そして何よりも、多くの人が食品産業で働いている。2010年の国勢調査によると、農業・水産業の3百万人に対して、食品産業の就業者人口は8百万人に達している。40年前には1千万人と5百万人だったから、完全に逆転した。農業経営が食品産業にウイングを広げる動きは、そこで生み出される付加価値を手元に確保する動きにほかならない。

消費者に近づく農業

さきほど、農業経営の厚みを増す動きは合理的だと述べた。けれども、安易な気持ちからのビジネスの拡大は大怪我のもとであることも強調しておきたい。食品加工には品目によって異なる基準があるし、農家レストランも営業許可の基準をクリアしなければならぬ。大きな取組ではなくても、専門的な知識や判断力が求められるのである。このあたりは、具体的な関連情報の提供や先進事例の紹介などを通じて、町村がサポート役を担うことも期待される。また、食品産業の要素を取り入れている農業経営の多くが法人経営や人数の多い家族経営である実態も、専門的なスキルを發揮できる人材の必要性を物語っている。

農産物の加工にせよ、食事の提供にせよ、顧客を満足させることができな

ければ、長続きはしない。川下のビジネスの成功要因のひとつは、リピーターの確保なのである。あるいは、価格の決め方にも上手、下手がある。あつという間に売れたが、手回しも残らなかったというケースがあると思えば、近隣のライバルを考慮しなかったため、大量に売れ残った直売品といった事例もある。川下の産業を取り込むことは、農業経営が消費者に近づくことにほかならない。別の角度から表現するならば、提供する品物やサービスの質のレベルをめぐって、あるいは価格設定の巧拙をめぐって、農業経営は顧客のニーズに鍛えられる存在になるわけである。

消費者への接近という点で、今世紀に入って様変わりしたことがある。情報の発信・受信のコストが格段に低下したことである。今日ではインターネットなどの活用で、ひとりの農業経営者からであっても、多くの人々に内容豊富なメッセージを発信することができる。現に情報発信を得意とする農業者が各地で活躍していることは、それこそネットで確認できる。自治体のホームページ経由でアクセスできる農場も少なくない。これも現代農業のニューウェイブのひとつなのである。

情報発信の新たな環境下で、農業経営が農産物や加工品のアピールにとどまらず、それを作り出した生産工程の

論 説

良さを伝達することも可能になった。優れた生産工程の典型が環境保全型農業にほかならない。なかには農場の若手の生き生きとした表情を伝えるなど、職場としての良好な環境を訴求する発信もある。多彩な情報提供を促しているのは発信の手軽さだけではない。消費者の側が求める農産物や食品をめぐる情報の範囲も次第に拡大しているのである。安全性や機能性に加えて、いま述べたような生産工程の健全性を商品選択の判断材料にする消費者も着実に増えつつある。

職業として選ばれる農業

現代の農業経営には情報の受発信の巧拙が成果を左右する面が強まっている。むしろ情報通信技術ICTによる発信だけではない。対面のコミュニケーションでもって、顧客の隠れたニーズを把握することも大切な。女性が得意とする領域である。人間のバランス感覚であろうか、ICTによる情報密度が高まるにつれて、生身の対話のありがたも増しているようである。この点についても、町村の皆さんは農産物の直売所などで実感しているのではなからうか。

消費者に接近することは、農業に新しい魅力を加えていると言ってよい。これが若者や働き盛りの就農にもつな

がっている。農林水産省の調査によれば、昨年の49歳以下の新規就農者は2万3千人で、調査を開始した2007年以降で最大の人数に達した。朗報に接しながら、ここにも農業の新しい波の着実な広がりを確認できるように思う。2万3千人のうち、農家である自宅で就農した人(自営農業就農者)は54%であった。言い換えれば、残る46%は自宅外での就農であり、その多くは非農家の出身者なのである。46%の内訳は、農業生産法人などで働く雇用就農者が35%であり、農地や資金を調達して農業を始めた起業型の新規参入者が11%であった。

40歳未満に限定すると、自宅就農者は49%で半分以下になり、さらに30歳未満では45%となる。農業は農家の長男が継ぐものという通念は過去のものになった。少なくとも若い世代には通用しない。農業が職業として選ばれる時代なのである。それに農家の子供の就農の場合であっても、長男だから継いだとみるべきではない。そもそも長男以外が農業に就くことも珍しくなくなった。兄弟で立派な農業経営を築き上げた例もある。いまのところ少数だが、農業経営者として頑張る農家の若い娘もいる。

都会を含むよその地域で生まれ育った農業者の存在が当たり前の時代を迎えている。そんな時代に大切なのは、

「決まりごとが通用しない」という感覚である。農村にはさまざまな共同行動がある。農業水利施設や公民館などの維持管理が代表例であり、慣習として定着しているものも多い。けれども、出自の異なるメンバーや若い世代に問答無用で強制することは次第に困難になるに違いない。お互いに納得のうえで参加する共同行動づくりを心掛ける必要がある。

客観的に見て農山漁村の大半の共同行動には合理性があり、むしろ都会では失われた貴重な文化的資産と言ってよい面もある。また、社会環境の変化や新技術の普及に向き合いながら、共同行動のあり方を組み換えてきた歴史もある。試行錯誤と甲論乙駁のすえに新しいルールが生まれたケースも多いはずだ。つまり、互いに納得のうえでの共同行動、ときには合意のうえでの共同行動の修正は、農山漁村にとって目新しいことではない。現代にふさわしい柔軟性と包容力は、風通しのよいコミュニティの形成につながり、地域の内側からの先進的な挑戦や外部の新たな血液のさらなる受け入れにも結びつく。

むすびに代えて：
雇用機会としての食の産業

農業の新しい動きに注目したわけだが、農業経営が食品産業にウィングを

広げている点では、食の産業の新しい動きと見ることもできる。2009年末の法改正で加速している企業の農業参入についても、食品関連の企業によるものももっとも多い。いわば双方向で農業と食品産業の境界領域が流動化しているわけである。従来から農業と食品産業とりわけ食品製造業は密接な連携のもとにあった。お互いに相手を必要とする産業なのである。

町村における食の産業の新たな動きは、雇用の確保と創出にも結びつく。強調したいのは、雇用機会としての食の産業の安定性である。食への一日たりとも欠くことができないからである。象徴的だったのは2009年秋のリーマンショック後の業況感である。全産業あるいは製造業全般がガタ落ちだったのに対して、食品製造業は多少の低下で済んでいた。食の産業は短期的な好景気で稼ぎまくるタイプの産業ではない。その代わりと言っべきだろうが、安定感は折り紙つきである。

農業に立脚した食の産業のニューウェイブは、安定した雇用機会を確保することで地域社会に貢献する。もとより、町村の食の産業は地に足のついた産業である。否、地域にしっかり根を張った産業なのである。町村の食の産業のニューウェイブは、安定した仕事に新しい魅力を添える動きにほかならない。

政 策

政策解説

「過疎地域等条件不利地域における集落の現況状況把握調査」について

国土交通省 国土政策局 総合計画課

1 はじめに

我が国全体が人口減少局面に入り、他国も経験したことのない超高齢化社会を迎えようとする中、人口減少・高齢化の進行がより顕著な過疎地域等では、今後維持・存続が困難になる集落が多数発生する恐れが指摘されており、新たな地域社会の維持・形成の仕組みづくりや社会的なサービスの提供方策等を検討し、多面的・公益的機能を有する集落の維持・活性化を図ることは、国土の保全や地域社会の再興という点においても喫緊の課題である。

国土交通省と総務省では、これまでに平成11年度、平成18年度及び平成22年度に合同で「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」を実施し、過疎地域等の集落を取り巻く実態を把握してきたが前回調査の実施から約5年が経過し、過疎地域等の集落を取り巻く環境や集落対策の方向性にも変化がみられる。このため、地域社会を構成する最も基礎的な日常生活圏域である集落が現在どのような状況にあり、またそうした集落地域を取り巻く環境や人々の動きにどのような変化や傾向がみられるのか、最新の状況を的確に捉えることが不可欠である。

また、今後の人口減少社会に向けた適応策として「コンパクトネットワーク」の形成を推進する上では、若者や女性を中心に都市部から過疎地域等の条件不利地域への移住を志向する、いわゆる「田園回帰」と呼ばれる動きが実際にどの程度みられるのかを把握し、今後の施策の検討につなげていくことも重要である。

このため、本調査では、今後の集落地域における対策が過疎地域等にどまらないうことを踏まえ、これまでの調査対象である過疎地域等に加え、その他の条件不利地域である半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、振興山村地域、特別豪雪地帯についても調査対象地域に

追加して、より広範にわたり調査を実施することとし、過疎地域をはじめとする条件不利地域の集落の現況を総合的に把握するとともに、前回調査で把握された集落の状況との比較や地域指定別の分析、あるいは「田園回帰」の実態及びその促進に向けた課題等を把握し、対流促進型国土

集落現況調査について



1. 調査の概要

条件不利地域の集落の現況を総合的に把握するため、平成11年度より概ね5年に1度、国土交通省と総務省の合同で実施するもので、今回調査は4回目。(過去の調査年:平成11年、平成18年、平成22年)

2. 調査対象

以下の条件不利地域を有する全市町村(1,028 ※)

(※平成27年4月30日現在、全域が避難指示区域にあった5町村は調査対象外とした)

条件不利地域	根拠法	
過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法	※今回調査より追加
振興山村	山村振興法	
離島振興対策実施地域	離島振興法	
半島振興対策実施地域	半島振興法	
特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法	

3. 調査方法

対象市町村に対するアンケート調査(平成27年11月～平成28年3月)

政 策

を重層的に支える「個性ある地方の創生」に向けた集落対策のあり方や今後の施策の方向性の検討に資することを目的として実施したものである。

※本調査での「集落」とは、行政区を基本単位として、市町村が行政

のおおよそ5年毎に調査されるこの集落調査では、「消滅可能性」がいつも注目される。特に、今回は、2年前にいわゆる「地方消滅論」が論じられてから、はじめての調査でもあり、その点の関心は高かったであろう。実際、筆者はいくつかの新聞社からコメントを求められたが、その質問は判で押したように「過疎地域の集落が大変だ。今後この地域は消滅してしまうのか」というものであった。

しかし、今回の調査結果は、そうした新聞記者の「期待」に反して、むしろ、この間の集落には大きな変化が生じていないことが明らかにされたと言える。

注目された集落の「無居住化可能性」の結果自体がそれを示している。無居住化する可能性がある

において扱う最小の単位として判断したもの。

2 人口動向

①過疎地域等条件不利地域に存在する集落

とされた集落の割合は「10年以内に無居住化」が0・8%、「10年以降いずれか」が4%と前回調査とほとんど変わらなかった。また、前回の調査で、「10年以内に消滅」と予想された集落でも、5年後の今回の調査時点でも87%の集落が現存している。さらに、全集落の約4割の集落で転入者(いわゆる「移住者」)ばかりでは

集落の強靱性も明らかに



明治大学教授 小田切徳美 (国交省調査研究会委員長)

ない)がいることも、意外な傾向である。つまり、条件不利地域といえども、集落は予想より強靱に見える。とはいっても、こうした外形的なアンケートでは見えないのは、高齢化、小規模化が進むと、災害等の外的インパクトに集落の対応力が弱くなり、住民が地域の将来的可能性について諦めてしまうような状況が

アンケートの回答が得られた1,028市町村の1,959区域において現存する(居住者のいる)集落は75,662集落であり、全集落人口は合計15,383,259人、全集落世帯数は合計6,378,938世帯である。

生まれることである。そのような集落では、住民の居住が続いても集落機能は著しく低下していると言える。

つまり、農山村の集落は基本的に強くて弱いという矛盾な性格を持つ。このような状況にあるからこそ、集落の強さを伸ばし、弱さを支えるような政策が求められている。

今回の調査結果の中でも、16%の集落で地域おこし協力隊、13%で集落支援員などの外部サポート人材の動きがあることが注目される。さらに、22%の集落で、地域運営組織に相当する「集落ネットワーク圏」の活動が見られた。これらは、まさに求められている集落対策であろう。こうした地道な施策の拡大とその成果が期待される。

地域区分別集落数をみると、山間地が29・5%(22,356集落)、中間地が28・9%(21,888集落)で、全体の58・4%が中山間地にある集落となっている。

集落人口に占める高齢者割合(65歳以上人口が占める割合)が50%以上の集落は全体の20・6%(15,568集落)にのぼり、そのうち01集落(1・1%)では高齢者割合が100%、すなわち集落住民全員が65歳以上の高齢者となっている集落である。

②前回調査(平成22年)から追跡可能な集落の状況

前回調査対象地域における64,805集落の動向を追跡すると、行政的再編が行われた集落は全体の2%程度であり、ほとんどの集落では行政的な再編は行われていない。地方ブロック別で見ると、行政的再編は首都圏において9・9%と最も進んでいるほか、九州圏でも比較的行われている。

前回調査の平成22年4月時点に存在していた64,805集落のうち、通年での居住者が存在しない状態(無居住化)となった集落は174集落(0・3%)であり、うち、27集落は東日本大震災による津波被災地にある集落となっている。

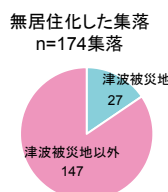
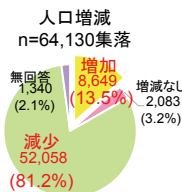
政 策

③前回調査と比較可能な集落の状況
 前回調査対象区域にある比較可能な64、130集落について、集落の人口・世帯数及び高齢者(65歳以上人口)割合の推移について調査を行った。
 前回調査時から5年間の人口増減率をみると、全集落の81・2%で人口が減少しており、なかでも人口減少率が10%超20%以下の集落が33・3%を占めている。地方ブロック別で見ると、人口減少率が10%を超え20%以下の集落は沖縄県以外の全てのブロックで30%を超えているが、特に四国圏では20%を超える人口減少がみられた集落の割合が18・7%と高くなっている。一方、沖縄県では、人口が増加した集落の占める割合が総じて高くなっている。
 次に世帯増減率をみると、世帯数が減少している集落は約半数(50・2%)であり、30・5%の集落は世帯数が増加している。地方ブロック別で見ると、世帯数の減少幅が大きい集落は四国圏や北海道、中部圏で比較的高い割合となっている。一方、沖縄県では世帯数が増加している集落の割合が総じて高くなっている。
 また、高齢者割合をみると、50%以上の集落が占める割合は、前回調査時は15・6%であったが、今回調査では22・4%と6・8ポイント拡大している。地方ブロック別で見ると、北陸圏・中国圏・四国圏では、高齢者割合が50%以上の集落が占める割合が前回より10ポイント前後増え、30%を超えている。

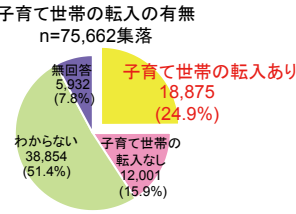
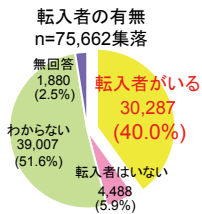
集落の人口について



- 条件不利地域には75,662集落あり、638万世帯・1,538万人が居住(平成27年4月)
- 平成22年(前回)調査と比較可能な64,130集落を見ると、8割の集落(52,058集落)で人口減少となったが、14%の集落(8,649集落)で人口増加となった。
- 5年間で無居住化した集落は174集落で全体の0.3%。うち27集落が津波被災地。



- 集落への転入状況を見ると、平成22年4月以降に転入者があった集落が30,287集落と4割を占めている。また、子育て世帯が転入した集落は18,875集落で全体の25%である。



④集落への転入の状況
 今回の調査では、初めて集落への

転入の状況について調査を行った。今回調査対象とした75、662集落のうち、平成22年以降の転入者を見ると、全体の約4割の集落では近年転入がみられるとされている。転入状況が「わからない」集落(39、007集落)を除くと82・6%の集落で転入がみられる。地方ブロック別で見ると、転入者がいるとされる集落の割合は北陸圏や北海道で比較的高くなっている。また、子育て世帯(高校生までの子どもがいる世帯)の転入があるかどうかをみると、全体の24・9%の集落では近年子育て世帯の転入があるとされ

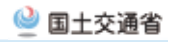
みる。また、子育て世帯(高校生までの子どもがいる世帯)の転入があるかどうかをみると、全体の24・9%の集落では近年子育て世帯の転入があるとされ

3 存続・無居住化の予測
 今回の調査対象とした75、662集落のうち、市町村担当者は66、001(87・2%)の集落が当面存続すると予測している。無居住化するおそれがあると予測された集落は3、614(4・8%)集落にとどまっており、10年以内に無居住化すると予測された集落は570(0・8%)集落である。

また、地方ブロック別にみると、特に四国圏では10年以内に消滅の可能性がある集落が2・6%と高い割合を占めている一方、沖縄県や中国圏では当面存続するとみられている集落が9割以上を占めている。

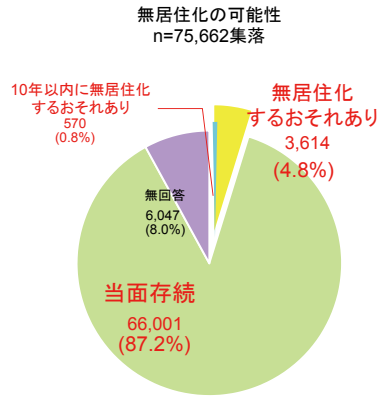
4 集落機能の維持状況及び集落での問題の発生状況

①集落機能の維持状況
 集落機能については、水田や山林などの地域資源の維持保全に係る資源管理機能、農林水産業等の生産に



集落の存続・無居住化に関する市町村の予測について

○ 市町村は**87%**の集落が**当面存続**すると予測している。無居住化するおそれがあると予測された集落は**4.8%**にとどまっており、そのうち、**10年以内に無居住化**すると予測された集落は全体の**0.8%**である。



際しての草刈り、道普請などの生活補完機能、冠婚葬祭などの日常生活における生活扶助機能を総合的にみて維持されているかどうかにについて

今回調査対象とした75,662集落の維持状況をみると、全体では80・1% (60,643集落) の集

している問題や現象としては、耕作放棄地の増大 (71・6%) や働き口の減少 (68・6%)、住宅の荒廃 (老朽家屋の増加) (62・3%)、獣害・病虫害等の発生 (61・9%)、公共交通の利便性低下 (51・3%) などが挙げられた。

8割を超える市町村から空き家の

落では機能が良好に維持されているが、13・6%の集落では機能が低下、2・2%の集落で維持が困難となっている。

地方ブロック別で見ると、沖縄県や東北圏で機能維持が良好とされている集落の割合が高く、四国圏では「機能低下」又は「機能維持困難」という集落の割合が高くなっている。

②多くの集落で発生している問題や現象

市町村毎に、集落内で発生している問題や現象について、複数回答を得た。

多くの集落で発生

増加 (82・9%) が指摘されているほか、商店・スーパー等の閉鎖 (64・0%) なども多く発生している。

特に深刻な問題となっているものとしては、空き家の増加が最も多くの市町村から挙げられており、次いで耕作放棄地の増大や働き口の減少などが高い割合となっている。

5 おわりに

以上のような結果から、今回の調査において3つの特徴がみえてきた。第一に、5年前の前回調査から今回までに無居住化に至った集落は、0・3% (174集落) であり、また、今後無居住化するおそれがあると市町村が予測している集落も4・8% (3,614集落) であって、大部分の集落は当面存続すると予測されていること。第二に、約8割の集落で人口が減少しているものの、人口増加となった集落が13%存在していること。第三に、子育て世帯の転入があった集落が全体の25%を占めていることが大きな特徴であると考えられ、今回の調査結果を見る限り、現時点では集落の無居住化が加速化している状況にはなく、今、地方創生の取組を着実に進めることで、地域を守っていくことが重要で

あると考えられる。

集落で発生している問題や現象の対策としては、集落支援員や地域おこし協力隊などの人的支援制度の創設をはじめ、近年の集落対策はハードからソフトへと重心がシフトしてきており、国の制度のほか各自治体においても様々な独自施策が講じられている。

こうした集落対策の実施状況やその成果と課題、今後求められる施策等については、国土交通省としては、地方部の人口減少や高齢化が進む中でも、国土形成計画に掲げた対流促進型国土の形成を促進し、地域の活力を維持するとともに、集落地域の生活に必要なサービス機能の維持が図られるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づき、周辺集落と交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」の形成を進めるなど、地域活性化に取り組んでまいりたい。

● 休刊のお知らせ ●

11月21日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。

第2981号は11月28日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

政 策

政 策 解 説

内閣府報告書「地域の経済2016」

女性の就労率、大きな地域差

30年度、38都道府県で生産力不足

内閣府は、地方経済の課題を分析した報告書「地域の経済2016」をまとめた。サブタイトルは「人口減少問題の克服」。少子・高齢化による人手不足の深刻化が懸念される中、女性の労働参加率に大きな地域差があることを示したほか、30年度には38道府県で生産力不足に陥ると推計。働き方改革、地方創生の取組を進め、地方自治体の「稼ぐ力」を高めていくことの重要性を強調する内容となっている。

◆ 保育サービスの影響大

まず、生産年齢人口が減少する今、「労働供給の源となるのは労働参加率の上昇」として、女性と高齢者の就業意欲を反映した労働参加率に注目した。

このうち女性の労働参加率については、15〜64歳の女性のうち、働く意思のある人の割合を示す「労働参加率」を都道府県別に比べた。その結果、「女性の労働参加率は近年、上昇傾向にあるとはいえ、同一年齢階層の労働参加率には地域間で差が

生じる」という結論に至った。労働参加率が低い地域では、女性の力を十分に生かされていない可能性がある」とみることができるとある。

福井(76.0%)、富山(74.1%)、鳥取(74.0%)が上位を、大阪(64.1%)、兵庫(63.2%)、奈良(60.7%)が下位を占めた。最も高い福井と最低の奈良を比較すると、15.3ポイントの差があった。女性の労働参加率が高い地域では、女性(25〜49歳)1人当たりの保育所定員が多いなど、保育サービスの供給量が相対的に多い傾向があった。特に、福井に関しては、保

育サービスの供給に加え、三世帯同居の割合(17.5%)が全国平均(7.1%)に比べて高いことも要因として挙げている。ただ報告書は「三世帯同居は、必ずしも全国的に展開が可能な方策とは言えず、託児施設やベビーシッターサービスの充実など社会的な育児支援体制の整備が求められる」と指摘している。保育所の定員拡大が労働参加率アップに効果を発揮している例では、神奈川、北海道、宮城を挙げた。

◆ 「働き方改革」迫る

また、女性の労働参加率が高い地域では、女性労働者に占める正社員の割合が高かった。正規雇用により、子育て期間を含めた安定的な就業継続に結びついている可能性があるという。「一度辞めたら戻りにくい」という労働市場の在り方に問題を投げかけ、労働参加率の面から正規雇用

の割合を増やすことの意義を説いている。報告書は「柔軟な働き方をしたいという理由により、自ら非正規雇用を選択している場合もあがるが、離職・転職に伴うコストが再就職の障害になることは否めない」と言及している。この他、①育児休業制度や復帰支援制度の活用促進②フレックスタイムなど柔軟な働き方の環境整備③仕事と家庭の両立支援制度の早期整備④の必要性を提示。「中長期的には、雇用形態や就業先に影響されない社会保障サービスの提供体制への移行も求められる」としている。

さらに、こうした地域では長時間労働の男性が少ないという特徴もあった。一般的な傾向として、長時間労働の男性が多い地域では、仕事と子育ての両立が難しく、女性の労働参加が進まないとの見方を示している。その上で「長時間労働は、男性の育児や家庭活動への参加を阻む要因となり、総じて少子化の原因になっている」とも考えられる。女性が希望に応じた就業を実現できるようにするには、長時間労働の是正を社会的に進めるべきだ」と提唱した。

政府は現在、長時間労働の解消など働き方改革について「今年度内に実行計画を取りまとめ、スピード感をもって国会に関連法案を提出する」(安倍晋三首相)と強力に進め

る姿勢を打ち出している。その実現に向けては、女性の労働参加率が地域でばらつきのある現状なども考慮する必要があるとみられる。

一方、60歳以上の高齢者の労働参加率も、地域間で大きな差があった。長野(37.7%)、山梨(37.2%)、東京(35.7%)などが上位、奈良(28.5%)、兵庫(29.5%)、北海道(30.0%)などが下位を占めた。1人当たりの医療費が少なく、労働参加率が高い傾向があった。報告書は「医療費を減らせば労働参加率が高まるわけではないが、医療費が掛からない状態の高齢者が多ければ、それだけ労働参加率が高まる」と分析。意欲と能力のある高齢者が働き続けられる環境を整える必要性を指摘した。

同時に、60歳以上の労働力人口に占める家族の介護に従事している者の割合が高いほど、高齢者の労働参加率が低い傾向も見られた。報告書は「家族を自ら介護することは一つの選択肢だが、ある程度まで介護の専門家に委ね、社会的な活躍を続けるという選択肢もあることが望ましい」と踏み込んだ。こうした選択肢がないために就業をあきらめるケースが生じないよう、介護の負担を軽減する支援体制整備の重要性を掲げた。介護負担の軽減が労働参加率に効果を見せていると考えられる自治

体として愛媛、鹿児島、大阪などの取組を挙げている。

◆ 1・5倍の交付税必要に

働き手の数を示す生産年齢人口の減少により、30年度には38道府県で、消費など域内の需要を賄うだけの生産力を確保できない状態に陥ると分析。高齢化で働き手が引退すれば、生産・供給力は低下するが、食費の支出など需要はそれほど減らない。こうした影響を都道府県別に試算したものだ。

直近の実績値がある13年度は、東京、愛知など18都府県で生産力が必要を上回り、高知など29道府県で生産力が需要を下回った。人口の変化要因だけで見た場合、30年度には岐阜、茨城、兵庫、広島など9県も生産力が下回る。これに伴い、地方から都市部への所得移転が拡大し、財政調整のために必要となる地方交付税額は30年度に現在の1・5倍になるとはじいた。交付税額は人口要因で決まってくるという特徴に着眼し、基準財政需要額と基準財政収入額について、それぞれを65歳以上人口と生産年齢人口の将来推計を用いて延伸し、各都道府県が必要とする交付税額を求めたものだ。

報告書は「現状のままでは巨額の

財政資源の移転に依存せざるを得なくなる恐れがある」と指摘。その意味するところは、東京一極集中の限界。地方に仕事を回し、雇用を生み出し、自立を目指すという「ローカルアベノミクス」の推進が重要であると訴えている。

◆ コンパクト化と効率化

さらに、人口が減り続ける中、今後多くの市町村で生活関連サービスの提供が厳しくなると指摘。人口規模に応じて市域をコンパクト化し、人口密度を一定程度に保つ必要性を掲げている。都市機能を集約し、市街地の拡散を防ごうという「コンパクトシティー」を取り上げ、先進的な青森、富山両市の取組を紹介。同時に交通インフラを人口減少時代に合わせて再構築すべきだと強調している。報告書は、バス会社の経営状況を取り上げ、北海道や東北、中国、九州地方などでは、実車走行キロ当たりの人件費が都市部と比べ抑えられているにもかかわらず、採算が取れているにもかかわらず、採算が取れていない実態を例示。14年度に黒字だったのは全国21ブロックのうち、首都圏と近畿地方の4ブロックのみだという。バスには公共性があるため、公費補填によって路線を維持している地域が多いとし、今こそ、

まちづくりとセットで公共交通のネットワーク化を進める意義を伝えている。その際には、LRT(次世代路面電車システム)やBRT(バス高速輸送システム)など、新たな交通サービスを含めた最適な交通手段を選択することも提案している。

人口規模が小さな地域ほど相対的な行政コスト負担が重く、人口1人当たりのコスト負担抑制には業務の効率化が欠かせないことも挙げた。例えば、鳥取県北栄町では総合窓口業務のうち、分庁舎の戸籍届書受付や相談業務を除くすべての業務を2015年10月から民間委託。その結果、14年度と17年度の比較で約600万円の経費削減につながったという。さらに、広域連携の効果も指摘。新たな広域連携として、山形市が中心となつてつくる山形定住自立圏などを紹介。「共生ビジョン」に基づいて、消防の事務委託や医療、子育てなど生活機能の強化、地域公共交通の充実などを進めている。報告書は「特に地方の小規模自治体では、人口減少や高齢化を背景に行政サービスの担い手減少や財政力の弱体化が進んでおり、行政サービスの維持が喫緊の課題」となっていると、こうした広域連携が効果的であるとの見方を示している。

時事通信内政部副部長 丸山実子

フォーラム

▷「日本の棚田百選」に認定された巻米(つくよね)の棚田



現地レポート

町村独自のまちづくり

町づくり、夢を持てば未来がある

鳥取県 若桜町

若桜町の概要

若桜町は、鳥取県の東南端に位置し、兵庫県と岡山県の県境に接しています。面積は約200km²であり、95%は森林で、その4分の1は国有林です。また、中国地方では大山に次ぐ高峰氷ノ山(標高1,510m)があり、冬はスキーやスノーボード、夏は登山やキャンプ、トレイルラン、沢登り等、一年を通して賑やかです。近年は特に中・高齢者の登山者が多く訪れているのが目立ってきています。

木材産業の景気が良かった昭和30年代から40年代前半には、町内に製材工場が20社ほどあり、良質な杉材を生産して栄えてきました。特に吉川杉は、樹齢300年といわれていて皇居の豊明殿の天井板にも使われていることで

も有名です。しかし、昭和40年頃から外材の輸入が始まり、国内の木材産業は低迷し、若桜町の木材産業も大きな打撃を受け、若者の就労する場がなくなっていました。

昭和30年代には1万人程度だった人口は、近隣に就職先がないことが影響し、若者層を中心に県外に流出し人口減少が始まり、昭和45年には本町は過疎地域に指定されました。現在は人口が約3,400人、高齢化率は約44%で、30年先の日本の高齢化社会を先取りしている状況です。

「教育は地域の力」 小中一貫校

人口減少問題については、以前より議会の方から、工場誘致を重点におくよう提案がありましたが、人材も乏しくなかなか思うように工場や企業の誘



フォーラム

致をすることが出来ていませんでした。結果として、特に若者の流出による子どもの数が極端に減少していました。就任当時は中学校が1校、小学校が2校ありましたが、児童数の減少に伴い小学校を1校に統合しました。当時は反対の意見もありましたが、何しろ児童が少ない訳ですから、むしろ統合は自然の流れでした。

小学校の耐震問題もありました。昭和30年代に建築した若桜小学校は、児童数800人規模で、鉄筋コンクリート造り3階建(部4階)の校舎でした。同校の耐震工事をすると7〜8億円かかる積算でした。一方、中学校は平成12年に移転改築した素晴らしい学校でした。



▷小中一貫校「若桜学園」

将来を見通した場合、小学校は多額の費用をかけて耐震改修をしても、児童数は減少する一方です。反対に中学校は新しい校舎でしたので、敷地内に校舎を増築することとし、生徒数の減少が見込まれたとしても、施設一体型の小中一貫校とする方針を打ち出しました。

しかしながら、小中一貫校の例は県内には1校しかなく、議会、教育委員会、保護者会、学校の教員等の了解等、開校までに4年もの歳月を要しました。

特別教室棟等、校舎の増改築工事を行い、町営バスの停留所も敷地内に新設したほか、翌年には給食センターも学校の敷地内に移転改築しました。何といっても一番苦労したのは、教員などの様にカリキュラムを組んだ学校運営をするかということでした。しかし、4年前から国内の先進地を視察する等調査研究を重ね課題を解決し、ついに関係者の皆さんの苦労が実を結び、平成24年4月に施設一体型の小中一貫校「若桜学園」が誕生致しました。本日に教員や関係者の努力の賜であり、感極まるものがありました。

現在、若桜学園では1年生から4年生まで、5年生から7年生まで、8年生から9年生までの3ブロックに分けた教育を行っております。

本年度で5年目になりますが、若桜学園の児童・生徒は素晴らしい生活環境の中で伸び伸びと学習に、運動に、文化活動に励んでいます。職員室は小、



△小中一貫校若桜学園の運動会

中の垣根をとり、中学校の教員も5、6年生の授業にも出ています。一昨年から英語教育強化地域拠点校としても頑張っているところです。

文部科学省の方針も、今後は小中一貫教育に重点を置いた指導がなされるようであり、私達の小中一貫教育校の方針は間違っていないかと喜んでいくところです。

教育に活力が出てきたことで、町にも活力が出てまいりました。改めて、「教育は地域の力」ということを感じています。

保育料の無償化と子育て支援

昨年から人口減少対策として地方創生が始まりましたが、私は人口減少に

ついでには就任当時から大きな問題として捉えていました。「5年先に困るのなら、今、対策を講じよう」というのが、私の方針です。

何故若者が県外や鳥取市の方に転出するのか。その理由は、住むところがない、勤めるところがないということ。しかし、今では道路事情もよくなり鳥取市までは40分で、鳥取市河原町の工業団地には25分から30分で通勤できるようになりました。

土曜日は休日という会社も増えていきます。そこで若桜町に住んでいただき、土、日曜日には空気のきれいなわが町で子育てできる仕組みを考えました。

鳥取県は平井知事のもと、子育て支援については全国一であると誇れるような取組を行っています。その一つとして、県と相談しながら、全国でも有名な私立「若桜幼稚園」と公立「若桜保育所」を統合し、認定こども園「わかさぎこども園」を平成25年4月に開園いたしました。これも園児数の減少に伴い町から統合するよう働きかけたものです。

また、統合を機に「わかさぎこども園」の保育料を無償化にしました。0歳児から5歳児まで、本町に居住する園児については、保育料と給食費はゼロです。第1子から無償にするのは全国でも初めてであり、世間に注目されたところ。今では、全国でも若桜町の施策を取り入れて保育料を無償化する

フォーラム



△わかさ子ども園の子どもたち

自治体も出てまいりました。更には、入園時に園児服、体操服も無償支給し、保護者の負担軽減につとめています。

また、園児たちの生活環境を良くしようと、園舎の前の小学校跡地を芝生にして、周囲370mはゴム舗装の運動コースにしました。園児たちは芝生の中で遊ぶことや運動コースを走ったり、歩いたりして体力づくりを行うこともできます。

この4月にはごも園に併設して、子育て支援センター「遊びば」を建設致しました。毎日、お母さん方と幼児が遊びに訪れ、効果的な運営ができているとともに、住民の皆さまにも喜んでいただいています。

その他の子育て支援策として、①0



△良質なパウダースノーのわかさ氷ノ山スキー場

才から高校生までの医療費助成、②妊娠期からの継続した子育て支援「ネウボラ」、③三世代が居住している場合の三世代居住支援交付金、④1才未満の乳児を家庭保育する場合に子育て応援給付金として月額3万円の支給、⑤出産祝金として第1子、第2子は5万円、第3子目以降は10万円の支給、⑥若桜学園に入学する場合は入学祝金1万円、7年生に進級する場合は進級祝金1万円、一人親家庭入学祝金としては1万円の支給、更には、⑦若桜学園の児童、生徒の給食費の2分の1は公費負担、⑧高校生の通学補助として一人月額7,000円の支給、⑨わかさ氷ノ山スキー場のリフト券助成、町営の温水プールは春・夏・冬休み中は無

料としています。私は基本的には乳幼児から義務教育終了時まで、無償という子育て支援策を目標にしています。移住・定住についても、重点的に取り組んでいます。まず、住宅対策として、空き家を個人で改修していただく場合は、200万円の補助を行っています。また、町が10年間借り受けて改修し、移住者に貸し付けも行っています。他にもおためし住宅を2戸建設して、町内での生活を経験しながら移住を考えていただくこともしています。最大のヒットは若者住宅3DK(2戸)です。家賃は月額2万5千円ですが、18才未満の子ども一人につき5千円軽減しています。例えば、該当する子どもが3人いらっしゃれば家賃は1万円となります。大変ご好評いただいております。今年度も既に2棟発注しています。さらに、平屋の2DKを4戸建設しました。昨年若桜学園の近くの公営住宅の建替を計画的に行い、昨年は4戸、本年度は8戸を計画しています。また、役場近くに用地を確保しているところであり、住宅対策も着々と進んでいます。結果として、この一年間に30人の移住者があり、わかさ子ども園の園児も昨年の47名から今年は65名に増えました。町ではさらに住民の皆

移住・定住
相談センターを設置



△移住・定住相談センター

様と一体となって移住・定住を進めるため、若桜駅前相談員3名を配置した移住・定住相談センターを設置しています。

若桜鉄道と連携した
町づくり

若桜町は宿場町、城下町として栄えた町であり、国の史跡に指定された若桜鬼ヶ城や若桜宿には古い町並みが残っており、国の伝統的建造物群保存地区の選定をめざして文化庁の調査を行っています。若桜鉄道と連携してもう一度活力のある田舎の町を作ってみたいと思っています。

夢を持って取り組めば、若桜町には未来があると確信しています。

若桜町長 小林 昌司

政策解説

CLTの活用促進による地方創生に向けて ～政府の「一元窓口」設置～

内閣官房（CLT活用促進担当）

1 国産木材需要の課題

我が国の森林資源は、戦後に造林したスギ・ヒノキなどの人工林が利用期を迎えています。

国産材の利用は、木を伐ることにより、跡地への植林・育成・収穫というサイクルが生まれ、雇用の創出や山村の活性化、二酸化炭素の吸収能力の向上、森林の多面的機能の発揮など、様々な効果が期待されます。

このため、平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国と地方公共団体が一体となって、公共建築物等の木造化、木質化に取り組んできました。

一方、これまで国産材需要を支えてきた一戸建てを中心とする住宅建設については、人口減少等に伴う需要の減少が危惧されます。このため、庁舎・学校・保育所・福祉施設などの非住宅分野、あるいは、これまで木材があまり使われてこなかった中高層の建物において、木材の利用を促進し、需要を拡大していくことが一層重要となります。

しかしながら、非住宅分野や中高層の建物では、適切な耐震性や耐火性の確保が求められるなかで、設計者等の木造に対する認識が浅いこと、コストがかかることなどから、木造化が進んでいない状況にあります。

2 CLTへの期待

このような状況のなか、木材を使いつつ強度と耐火性能を的確に発揮できる工法として、CLT（シーエルト）が注目されています。

CLTとは、木の板を繊維方向が直交するように重ねて接着したパネルです。欧米を中心に10階建ての共同住宅など様々な建物の壁や床などに利用されており、我が国においても、国産材CLT構造の中層建築物等の建設が始まっています。

CLTを用いた建築物はコンクリート造と比べて、パネルを組み合わせて建物を支える構造のため施工が容易なこと、型枠職人等の熟練工への依存が少なく工期が短いこと、建物自体の軽量化により基礎工事の簡素化が可能なことなど、様々な利点があります。

CLTについては、平成28年春に建築物の一般設計法等を国の告示として定めたことから、比較的簡易な構造計算で中層程度の建物が建設可能となりました。また、十分な厚みをもたせた設計により、準耐火構造の建物として、庁舎・学校・保育所・福祉施設など、様々な用途の建物での活用が可能となりました。

CLTの普及による新たな木材需要の創出と、各地域の地場産材のCLTとしての活用により、林業活性化を通じた地方創生が期待されます。

3 政府の取組

国内でのCLT建築物は年々増加しているものの、鉄筋コンクリート造に比べて、建設コストが若干割高な点が課題となっていますが、需要が拡大し効率的な生産体制が確立されれば、コンクリート造並みのコストの実現が可能となります。

このため、CLTの需要喚起等に向けて、技術開発や先導的な事例に対して、林野庁・国土交通省等が財政支援を行ってきました。また、本年6月には関係省庁連絡会議を立ち上げ、CLTの幅広く積極的な活用に向け、政府を挙げて取り組んでいきます。

政府としては、国の庁舎等はもちろん、地方公共団体等が整備する建物においてもCLTの活用が進むよう、平成28年度補正予算や平成29年度当初予算において、支援の強化に努めていきます。

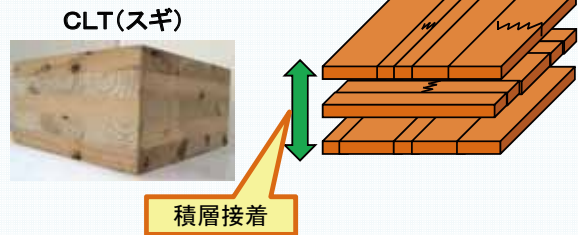
併せて、CLT活用に関する地方公共団体等からの問合せにお答えするため、内閣官房に、政府の「一元窓口」を設け、WEBサイトも開設しました。

地方公共団体の首長さんや林務部局、建築部局等の素朴な疑問から各種助成制度まで、様々な疑問にお答えします。ので、お気軽にご連絡ください。

政 策

クロス ラミネイテッド ティンバー
CLT(Cross Laminated Timber: 直交集成板)とは

- CLTとは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。
- 欧米を中心にマンションや商業施設などの壁や床として普及しており、我が国においても国産材CLTを活用した中高層建築物等の木造化による新たな木材需要の創出に期待。



CLTのメリット

施工が容易で頑丈

CLTパネル工法では、壁(面)で建物を支える構造のため、施工が容易で頑丈

- 従前、木造で中高層建築物を建築しようとする、柱を太くするなど構造計算・施工が複雑となる等の課題
- CLTは、それ自体が柱や梁として機能することから、設計上比較的容易に建物としての強度の確保が可能



シンプルな施工

型枠職人等熟練工への依存が少なく、工期の縮減が可能



CLT建築物国内第1号(高知県)

構造部分の組立は
2日間で完了
=工期の大幅短縮

コンクリートより軽い

建物の重量が軽くなり、基礎工事等の簡素化が可能



CLT
1枚約220kg
(1m×3m×厚さ18cm)

コンクリート製品
1枚約500kg
(1m×3m×厚さ8.5cm)

CLTを用いた建築物の例



ハウステンボス
ホテル(H28.2竣工)
長崎県佐世保市
2階建て・6棟



福島県CLT推進協議会
集合住宅(H27.2竣工)
福島県湯川村
2階建て・2棟



高知県
寄宿舎(H28.5竣工)
高知県四万十町
2階建て・1棟

凡例

- CLTパネル工法
- 部分利用



高知県森林組合連合会
事務所(H28.1竣工)
高知県南国市
2階建て・1棟



エス・バイ・エル・カバヤ(株)
事務所兼展示場(H28.3竣工)
岡山県倉敷市
2階建て・1棟



U邸
住宅(H27.12竣工)
三重県伊勢市
2階建て・1棟

どんなことでも問い合わせください!

総合窓口〈取組全般に関すること〉

【国の機関】〈政府の一元的な窓口〉 (どこに問い合わせればよいか分からない場合)

CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会 (内閣官房内) 電話(03)3581-7027

【民間団体】 (一社)日本CLT協会 電話(03)5825-4774 CLT建築推進協議会 電話(088)855-7050

【地方自治体】 CLTで地方創生を実現する首長連合(高知県庁内) 電話(088)821-4592

内閣官房ホームページ

CLT活用促進のための政府一元窓口 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/index.html>

情報



◎学生の地方還流へインターンシップ会議開催ー内閣府

内閣府は10月11日、地方創生インターンシップ推進会議を設置した。東京圏への転入超過解消のため東京圏に在住する地方出身学生の地方還流・地元在住学生の地方定着を進める。各地域にインターンシップ推進組織を設置し希望学生を確保、自治体との就職支援協定に基づく情報提供、受入企業のサポートなどを行う。このため、政府はポータルサイトを創設する。また、内閣府は10月14日、ふるさとづくり実践活動チームを発足させた。ふるさとづくり有識者会議が昨年まとめた「ふるさとづくりガイドブック」などの提言を踏まえ、ふるさとづくり実践活動を展開する。

一方、国土交通省の国土審議会・稼げる国土専門委員会は10月25日「稼げる地域づくりマニュアル」の素案を固めた。来年春季にも報告案をまとめる。素案は、①農産品等②観光資源③ものづくり集積・産地④先端研究・技術⑤の4分野で地域発のしごとづくりと、自治体や住民、大学などが連携した「知的対流拠点」形成を提言。さらに、自治体の役割に事業の仕掛け・関係者のコーディネート・民間活動の側面的サポートなどを挙げた。さらに、「限界集落が地域産品で10億円稼ぐ地域に」（高知県四万十町）などの成功事例を紹介した。

◎農業界と経済界の人材マッチング推進、外国人受入もー農林水産省

農林水産省は10月24日、農業界と経済界の人材マッチング推進協議会の初会合を開いた。農地拡大などで農業法人が増えているが、その経営やマーケティングなどを担う人材不足解消のため設置したもの。日本農業法人協会、全国農業協同組合中央会、全国農業会議所、経団連、経済同友会、日本商工会議所の各団体が参加した。

一方、政府の国家戦略特別区域諮問会議は10月4日、有識者議員が農業分野の外国人材の受入を提案した。安倍晋三首相は「法改正を要しないものは直ちに、法改正を要するものは次期国会への法案提出を視野に議論を加速する」という指示した。また、10月13日の国家戦略略会議の区域会議で兵庫県養父市での企業による農地取得特例を了承した。特区での企業の農地取得は初めて。3社が耕作放棄地を取得・再生し、酒米やニンニク、リンドウなどを栽培する。

◎2015年国勢調査で初の人口減少、1票の格差も発表ー総務省

総務省は10月26日、2015年の国勢調査を発表した。総人口（10月1日現在）は1億2,709万5千人で、前回調査（10年）に比べ96万3千人（0.8%）減少、1920年の調査開始以来初の減となった。都道府県別では沖縄県の2.9%増のほか東京、埼玉、愛知など8都県で増加、秋田県の5.8%減など39道府県で減少した。市町村では3000団体（18%）で増加83%の1,419団体が減少したが、その49%は5%以上の減少となった。また、65歳以上が3,346万5千人（27%）、15歳未満が1,588万7千人（13%）で、いずれも過去最多・最少となった。また、同省は今年5月に成立した衆院選挙制度改革法に基づく議員定数10削減の対象を、小選挙区では青森、

岩手、三重、奈良、熊本、鹿児島島の6県、比例代表では東北、北関東、近畿、九州の4ブロックとした。いずれも定員を各1削減する。一方、全国知事会の憲法と地方自治研究会は10月13日、憲法改正要綱をまとめた。先の参院選で導入された「合区」解消に向け参議院を地方代表と位置付けるよう提案した。なお、自民党の憲法改正本部は10月18日の会合で、同党がまとめた憲法改正草案を撤回しないが国会に提出しないことを確認。これを受けて衆院憲法審査会は11月10日から審査会を開くことを決めた。

◎学校のいじめや長期欠席等で調査結果発表ー文部科学省

文部科学省は10月27日、2015年度の児童生徒の問題行動調査を発表した。小・中・高校等のいじめ認知件数は22万4,540件で、前年度より3万6,468件（16%）増加、児童生徒千人当たり件数は16.4件（前年度13.7件）に増えた。都道府県別にみると、京都府の90.6件をトップに、宮城県70.8件、山形県48.4件、宮崎県47.2件など多く、逆に、佐賀県の3.5件を筆頭に香川県4.5件、広島県・福岡県各5.1件など少ない。また、小・中学校の長期欠席者は19万4,933人、うち不登校児童生徒数は12万6,009人で、その割合は1.26%（同1.21%）だった。このほか、暴力行為が小学校で1万7,137件、中学校で3万3,121件あった。なお、自治体の対応をみると、「地方いじめ防止基本方針」の策定は都道府県100%、市町村77%、「いじめ問題対策連絡協議会」の設置は都道府県98%、市町村77%だった。一方、同省のいじめ防止対策協議会は10月12日、いじめ防止対策の素案をまとめた。「いじめの定義の解釈」を明確化、「いじめ認知件数が多いことを肯定的に評価、基本方針の策定・いじめ問題対策連絡協議会の設

置の要請、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの人材確保、児童生徒の目線にたったアンケート調査採用などを提案している。

◎来年度予算編成でトプランナー方式など議論ー経済財政諮問会議等

経済財政諮問会議は10月14日から2017年度予算編成に向けた審議を開始した。2020年度の財政健全化目標実現に向け、公的サービスの産業化やインセンティブ改革、見える化を進めるとし、地方財政ではトプランナー方式の推進などを検討課題に挙げた。また、同会議の「制度・地方行政ワーキンググループ」は10月27日、地方3団体から意見聴取した。地方側は、地方が国に先んじて行政改革を実施し実績も挙げていると強調する一方、トプランナー方式について「地方では委託先もない」（山崎・岡山県鏡野町長）など、条件不利地域に配慮するなど慎重な対応を求めた。国と地方の協議の場も10月27日に開催され、地方側は政府に対し、地方一般財源総額の確保や保育の受け皿50万人分確保等に必要な地方財源の確保、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充、地方創生推進交付金等の拡充と弾力運用、農山漁村再生の取組強化、ゴルフ場利用税の現状維持などを訴えた。

一方、財務省の財政制度等審議会は10月27日、地方財政計画と決算の乖離を理由に地財計画が過大計上されていると指摘。地財計画の歳出抑制に向け、地方税の上振れ分の清算や地方単独事業の精査、歳出特別枠の廃止などの方針を打ち出した。これに対し、高市早苗総務相は翌28日の記者会見で、財務省が指摘する給与関係経費や基金取り崩しだけでも逆に地財計画の歳出規模が決算額を1兆円程度下回るとし、「財務省の試算方法について大いに疑問を感じている」と批判した。

（ジャーナリスト 井田正夫）

町村

ご当地キャラじまん

Vol.18

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。

東ブロック



宮城県蔵王町

埼玉県三芳町

茨城県城里町

蔵王町観光PRキャラクター

ぞおつさま

宮城県蔵王町



3月21日生まれ。年齢不詳の蔵王の森にすむ王様。1182年に蔵王連峰の「御堂」と同時に生まれ、格はとにかくゆつたりマイペース。

2013年に観光PRキャラクターとしてお目見えしましたが、実は、昔からみやぎ蔵王の森に暮らしていた王様。運動不足解消に、森からよく出てくるようになったところを、町の新たな観光PR方法を模索していた町職員にスカウトされたのだとか。今では、町外・県外のイベントにも、馬車を飛ばして積極的に出かけては、町のPRに励んでいます。いつも持っている杖に梨と桃をつけていることからわかるように、県下のフルーツ王国である蔵王町で収穫される美味しい果物が大好物。ゲートボールと自転車を得意とし、趣味が温泉、スキー、スノーボードとアクティブな上、グルメかつオシャレで、ツイッターも使いこなす、イマドキ男子ですが、しゃべると、「〜じゃ〜ぞじ〜」の「〜」落ち着いた話し方。そんなギャップも含めて、多くの方から愛され、町の認知度アップに貢献しています。

城里町マスケットキャラクター

ホロル

茨城県城里町



2011年、城里町ブランド創出協議会により、町特産品のPRキャラクターとして誕生した「ホロル」。町のシンボル大樹「スタジイ」に住み、3000年もの間の暮らしを見守ってきた伝説のフクロウがモデルとなっています。もともと「ホロル」という名は、2000年に町の商標として登録され、それ以来、町特産品や施設、イベントの名前などにも使われてきました。町民にとっては馴染み深く、キャラクターとして誕生すると、あっという間に町の人気者になりました。毎年11月に開催される「ホロルのたまご〜しるさと町民まつり〜」では、いつも大活躍。「しるさとトマト」、町伝統野菜の「レッドポアロー(赤ネギ)、古内米」「ななかいの里(シヒカリ)」「コケツコー米」など、個性豊かな町特産品ブランドの知名度向上のために、日々がむかひついています。

誕生日・年齢、不詳。優しい性格の男の子。おまじないのように歌を歌って、スタジイに実をならせ、町民を食糧難からすくったとされる伝説のフクロウなのでは?とされている

三芳町マスケットキャラクター

みらいくん・のぞみちゃん

埼玉県三芳町



みらいくん(写真左)は水の精の男の子で、1989年生まれ。のぞみちゃんは大地の精の女の子で、2010年生まれ。ふたりとも「みよし野菜」が大好きで、三芳町の素敵などところをお散歩するのが趣味

1989年、三芳町誕生100周年を記念して、町のキャラクター「みらいくん」が誕生しました。その後、町制40周年を記念するかたちで、「みらいくんのガールフレンド」として「のぞみちゃん」が現れたのは、2010年のこと。その年の11月には、ふたり仲良く住民登録を行い、特別住民票を交付され、町の観光キャラクター大使として認められました。いつもは役場1階で、来庁者をお出迎えしていますが、各種イベントにも積極的に参加して、町民とのふれあいも大事にしています。町内の素敵な場所を探し出し、紹介するのが得意のふたり。たとえば、春の菜の花畑や夏のこぶしの里でのホテル観賞、また、秋の三富新田での芋ほりや冬の平地林で落ち葉掃きのお手伝いなどもおすすめの楽しみ方だとか。これからも、たくさんの方の魅力を発掘・発信してゆつと張りの切つていきます。

次回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からご紹介いたします

さまざまな「集いの場」を演出いたします

東京でのイベントに最適な絶好のロケーションを誇る全国町村会館。かけがえのないひとときを、上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー 職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール・会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランもお気軽にご利用ください

全国町村会館には、会議室・宴会場のほかに、ふたつのレストランもございます。お気軽にお立ち寄りください。



☆カジュアルレストラン「ペルラン」：ランチタイム11:00～14:00／ティータイム14:00～17:00／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー)
☆和食処「さいちち」：ランチタイム11:30～14:30(14:00ラストオーダー)／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー) ※「さいちち」は土、日祝日休

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 17室	週末・祝日の宿泊ご利用は特別サービス(最大20%割引)	
	和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)				

お電話でのご予約・お問い合わせは WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。 全国町村会館 検索

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。
●全国町村会館へのアクセス
・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
・タクシー東京駅から約20分

